令和７年度第１回こどもの権利部会　会議録

日時
　令和７年９月５日（金）午前１０時から１１時５５分まで

場所
　流山市役所第１庁舎３階庁議室

出席委員
　半田　勝久委員、小菅　恒夫委員、仁科　遥花委員、伊ケ崎　さおり委員、田中　由実委員、小澤　孝江委員

欠席委員
　なし

傍聴者
　２名

事務局
　富安子ども家庭部長、平尾子ども家庭課長、鷲尾子ども家庭課子ども政策室長、山﨑子ども家庭課主査、北根子ども家庭課主任主事、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

議題
（１）こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討
（２）こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成検討

配付資料
　資料１：委員名簿
　資料２：会議スケジュール
　資料３―１：こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討
　資料３―２：流山市こども計画　個別事業一覧
　資料４：（こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成検討

参考資料１：中野区子ども総合計画抜粋
参考資料２：豊島区子ども若者総合計画抜粋
参考資料３：中野区子ども総合計画評価票抜粋
参考資料４：豊島区子ども若者総合計画評価票抜粋
参考資料５：中野区子どもの意見表明・参加に関する手引き
参考資料６：名古屋市子どもの社会参画のよりどころとなる指針
参考資料７：こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン【概要版】
（こども家庭庁）

議事録《概要》

議事に入る前に以下について確認を行った。
① こどもの権利部会の会議録公開形式について
② 部会長および代理部会長の選任

①こどもの権利部会の会議録公開形式について
【概要】
- 会議録の形式として、逐語録と議事要旨のどちらを公開するかを検討。

【主な意見】
- 逐語録は詳細を把握できるが読みづらい。議事要旨は要点を把握しやすい。
- 議事要旨を選択しても必要に応じて発言を補足できれば十分。

【決定事項】
- こどもの権利部会の会議録は議事要旨形式で作成し、流山市ホームページに公開する。

② 部会長および代理部会長の選任
【概要】
- 流山市附属機関に関する条例第６条第５項に基づき、部会長および代理部会長の選任が行われた。

【決定事項】
- 部会長を半田勝久委員、副部会長を田中由実委員とする。

議事要旨は以下の通り

（１）こどもの権利の視点から行う事業評価方法の検討

【概要】

- 流山市こども計画に基づく１３５事業の個別事業のうち、こどもの権利の視点から評価する事業をピックアップし、評価方法の検討を行った。中野区と豊島区の事例を参考にしながら、流山市独自の事業評価方法を検討する。

【主な意見】

《半田委員》

・ 評価対象はまず基本目標１を中心に検討してはどうか。
・ 一部事業をピックアップし、先行自治体の方法を参考に新たな評価枠組みを導入してはどうか。
・ ＰＤＣＡの各段階でこどもの意見をどう扱うかを評価に組み込むべき。
・ こどもが自分で意見を伝えにくい場合、保護者や支援者が代弁し、その声を尊重し、反映していく視点が必要である。

《小菅委員》

・ 評価手法のレベル感によって対象事業の範囲は変わるのではないか。
・ １３５事業すべてを幅広にチェックするか、重点的に絞るか、評価方法を明確化する必要がある。
・ 事後評価だけでなく、事前・事中のプロセスでも子どもの意見反映を検討すべき。

《仁科委員》

・ 意見表明は発信できる子に偏りがちで、障害のある子や幼児の声は拾いにくい。
・ すべての意見を拾うのは難しいため、まずは発信しやすい人の声から集めていく方法も一つではないか。

《伊ケ﨑委員》

・ こどもの意見は聴くときに、大人が大人の都合で変えてしまうことが多いため、こどもの声をそのまま尊重する視点が重要だと考える。
・ 大人の判断でこどもの意見を否定する場合も、こどもに分かるように説明することが、意見表明の一部であり、その受け止め方や返し方が大切だと考える。

《田中委員》

・　これまで保護者中心のアンケートが多かったが、こども自身にアンケートをとったりする必要がある。

・　新規事業「こどもの権利保障に関する研修」を含め、権利の理解を深める必要がある。

・　評価項目は子どもの権利条約の４原則に加え、流山市独自の「一人の人間としての権利の主体であることの尊重」を盛り込んで検討してはどうか。

《小澤委員》

・　長時間保育のように、保護者に有益でもこどもにとって考えるとどうなのかという事業をどう評価するかが課題。

・　公園や若者の居場所づくりなど、こどもが主役となる事業では、こどもの意見を必ず反映させる必要がある。

・　行政が受けとめられる意見と、こどもの自由な意見の違いを認識し、混乱や不信感を生まない仕組みが必要だと考える。

《鷲尾室長》

・　公園整備など、こどもが主に利用する事業も、評価対象に入れてはどうか。

【決定事項】

- 基本目標１に関する２８事業は、すべてこどもの権利の視点から評価する対象とする。また、基本目標１以外の事業についても、中野区の評価対象事業を参考にピックアップする。
- 評価項目として、こどもの意見表明・参加、広報・周知、こどもの最善の利益の視点を含める。
- 行政の事業担当者に評価対象として適切な事業かどうかを確認する。
- 評価方法について、豊島区と中野区の事例を参考にしながら、流山市独自の枠組みを検討する。

（２）こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成検討

【概要】

- こどもの意見表明・参加に関する手引き（庁内向け）の作成を検討するため、中野区や名古屋市の手引き、こども家庭庁のガイドラインを参考にしながら、流山市独自の手引きを作成する方向性について議論が行われた。

- 中野区の手引きでは、こどもの意見表明・参加の考え方や進め方、具体的事例が示されており、名古屋市の手引きでは、子どもの権利条例に基づく意見表明の意義や具体的な手法が記載されている。これらを参考に流山市の手引き作成を進めることが提案された。
- 議論の中で、職員がこどもの意見を聴く意義や具体的な手法について理解を深める必要性が指摘され、参考資料を活用しながら手引きの内容を充実させる方向性が確認された。

【主な意見】

《小菅委員》

・ 中野区の手引きの「意見反映」、「フィードバック」までを範囲に入れている点は挑戦的で意義深い。
・ 単なる「聴いた証拠」ではなく、本気で反映する姿勢が重要だと考える。

《半田委員》

・ 名古屋市は、こども基本法施行（令和５年４月）前から積極的に活動しており、中野区もその流れを受けて前向きな取組を進めている。
・ 事業評価の方法についても、手引きに盛り込めるとよいのではないか。
・ 大学評価の視点からも、課題発見後の質保証の仕組みが重要とされている。
・ マニュアルだけでなく、関連資料、ロジャー・ハートの「参加のはしご」やセーブ・ザ・チルドレンの「子ども参加のための９つの基本的要件」などの理論枠組みも参照することで理解を深める工夫が求められる。
・ 流山市独自の手引きを将来的には他自治体の参考とされる水準に育てたい。

《仁科委員》

・ 発達段階や特性に応じた工夫が不可欠。特に障害のあるこどもの参加方法に配慮すべき。

《田中委員》

・ 名古屋市の資料は、こどもから大人への配慮の要望や、意見表明を支える具体的な方法、こどもの声の扱い方や発達段階ごとの特徴が具体的に示されていて分かりやすく参考になる。
・ アンケート形式だけでなく、ワークショップや対話の場を用いるな

ど多様な手法を明記すべき。

・ 流山市が将来も魅力あるまちであり続けるためには、人口減少を見据え、こどもが地域に主体的に関わり、愛着を持てるような取り組みが重要であり、その意義を反映すべき。

《伊ケ﨑委員》

・ こども会議の報告会で「担当課で検討し、再度こどもたちに確認する」と市長が述べたことに、こどもがとても喜んでいた。

・ フィードバックだけでなく、そのフィードバックに対してもう一度こどもの意見を聴いてくれることが大事だと考える。

《小澤委員》

・ 一昨年度のこども会議の経験から、行政が対応できる意見とこどもが自由に表明する意見を区別した方が良い。

・ 学校・地域・行政など立場ごとにできることを整理し、共有する必要がある。

・ 「なぜ子ども参加が必要か」の記載に違和感を持ったが、日本の文化的背景を踏まえると必要性があると思った。

・ 民主主義を根づかせるには、こどものうちから意見を表明し考える素地を育てる必要がある。

【決定事項】

- 流山市独自の手引きを作成するにあたり、中野区や名古屋市の手引き、こども家庭庁のガイドラインを参考にする。
- 手引きには、こどもの意見を聴く意義や具体的な手法、フィードバックの重要性を盛り込む。
- 手引き作成において、流山市のこどもにやさしいまちづくりを推進するための視点を重視する。
- 事務局が議論内容を整理し、次回の会議で具体的な提案を行う。

以上